

令和2年度防火管理講習について（ご案内）

松阪地区広域消防組合

1 講習の目的

消防法第8条により、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

当講習は、消防法第8条第1項に定める防火管理者として必要な資格を取得することを目的とします。

2 防火管理者を選任し、消防計画を定めなければならない事業所等

区 分	収容人員	建 物 の 延 面 積 防火管理者の資格	
		主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	10人以上
特定防火対象物 不特定多数の人が出入する事業所等 〔集会所、遊技場、飲食店、物品販売店、ホテル、病院、幼稚園、養護学校、上記以外の福祉施設等〕	30人以上	300㎡以上 甲種防火管理者	300㎡未満 甲種又は乙種 防火管理者
非特定防火対象物 特定防火対象物以外の事業所等 〔共同住宅、学校、事務所、図書館、寺院、工場、倉庫その他の事業所等〕	50人以上	500㎡以上 甲種防火管理者	500㎡未満 甲種又は乙種 防火管理者

3 講習日、受付期間等

回数	講習種別	講習日	受付期間
第1回	甲種新規	令和2年3月15日(金) (2日 中止)	令和2年3月30日(月) から 令和2年4月6日(月) まで
	乙種	令和2年3月14日(木)	
第2回	甲種新規	令和2年4月19日(金) (2日 中止)	令和2年4月23日(木) から 令和2年4月30日(木) まで
	乙種	令和2年4月18日(木)	
第3回	甲種新規	令和2年8月20日(木)、21日(金) (2日間受講)	令和2年7月9日(木) から 令和2年7月16日(木) まで
	乙種	令和2年8月20日(木)	
第4回	甲種新規	令和2年11月19日(木)、20日(金) (2日間受講)	令和2年10月5日(月) から 令和2年10月12日(月) まで
	乙種	令和2年11月19日(木)	
第5回	甲種再講習	令和3年2月26日(金)	令和3年1月14日(木) から 令和3年1月21日(木) まで
第6回	甲種新規	令和3年3月11日(木)、12日(金) (2日間受講)	令和3年1月28日(木) から 令和3年2月4日(木) まで
	乙種	令和3年3月11日(木)	

4 定員

甲種新規、乙種併せて 各回 80名

甲種再講習 80名

5 受講手続 受講料等

一般財団法人日本防火・防災協会のホームページで申し込み方法等を確認して、インターネット又はFAXで申し込みをしてください。

一般財団法人防火・防災協会ホームページ
http://www.boukan.jp/lec_info/index.php



6 講習会場

三重県松阪市嬉野権現前町423-9

松阪市社会福祉協議会 嬉野支所 嬉野社会福祉センター 集会室



【講習、受講手続に関する問い合わせ先】

一般財団法人日本防火・防災協会
TEL 03-3591-7121
FAX 03-3591-7130
<http://www.n-bouka.or.jp/>

【防火管理者の制度に関する問い合わせ先】

松阪地区広域消防組合消防本部予防課
TEL0598-25-1412
URL <http://www.mie-matsusaka119.jp/>